

弘前学院大学管理運営方針

弘前学院大学は、「弘前学院教育方針」及び「弘前学院大学の教育理念」を実現するため、教職員が持てる力を十分に発揮できる運営をめざし、次の方針により大学の運営を行う。

- 1 全学にわたる教学検討事項については、学長を中心に、その内容により適切な場で検討し、学長を議長とする大学協議会（大学院に関する事項については大学院委員会）において、審議するか報告し、全構成員に開かれた公正な運営を行う。
- 2 学則を始めとした学内諸規程を整備し、明文化された規程に基づく透明性の高い管理運営を行う。
- 3 大学及び大学を構成する各教育研究組織の目的・目標達成のために改善計画を立案し、必要な改善・改革を推進する。